

大日本帝國政府

第一案

(外局案ノ一)

警防局長官 次長

警保局 (又ハ治安部)

防衛局 (又ハ防衛部)

備考

- 一、長官ハ内務次官ノ兼任トス
- 二、次長ハ專任トス
- 三、現在警保局ニ屬スル警備、警防事務ハ之ヲ防衛局ニ移管スルノ外他ハ現行警保、防空局ノ所管事務ニ同ジ

内務省

一、内閣ハ御許事務ヲ掌理シ、内閣會議ニ由リテ
二、閣員ハ御許事務ニ關スル會議ニ出席スルモノトシ、
三、閣員ハ御許事務ニ關スル會議ニ出席スルモノトシ、
四、閣員ハ御許事務ニ關スル會議ニ出席スルモノトシ、

附則

警察官制ニ關スル事項

警察官制ニ關スル事項

第一案 (附則第一)

第二案 (外局案ノ二)

治安局

警保局長官、次長

防衛部

備考

- 一、長官ハ内務次官兼任トス
- 二、次長ハ治安局長ノ兼任トス
- 三、局部ノ管掌事務ハ第一案ニ同ジ



警察官ノ管轄事務ハ第一案ニ同シ
一、警察官ハ管轄事務ノ一部ヲ兼テ
二、警察官ハ内務省官兼テナス

警察官要官

警察官

第二案 (内局案ノ二)

第三案 (内局案)

防空局所管事務中ヨリ防空實施部面ニ屬スル事務ヲ警保局ニ移管ス

備考

- 一、移管ニ件ヒ警保局ニ一課乃至數課ヲ増加スルモノトシ、事宜ニ依リ其ノ課長中一人ハ勅任ヲ以テ充ツ
- 二、移管事務ハ別途檢討ス
- 三、移管後ノ防空局ハ計畫局ニ改メ別ニ都市計畫事務ヲ國土局ヨリ移管スルモノトス